



【第 112 回】2016 年 4 月 14 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

パナマ文書は日本居住者に どれほどのインパクトを与えるか

世界に波紋を広げる「パナマ文書」
日本人と日本企業へのインパクトは？



世界中に波紋を広げているパナマ文書だが、日本居住者へのインパクトはいかほどだろうか

パナマ文書が世界中に波紋を広げている。各国政府も解明に乗り出し、今後わが国でも、個人や法人の名前が明るみに出てくることが予想される。その場合、何が問題となるのだろうか、何を問題とすべきだろうか、考えてみた。

パナマのモサック・フォンセカは、個人や法人がタックスヘイブン（正確にはオフショア金融センター）で会社を立ち上げ、資金を運用する手伝いを業とする法律事務所である。そこから、2.6 テラバイトとも言われる大量の内部文書が流出し、それが国際調査報道ジャーナリスト連盟（ICIJ）の手にわたって、世界各国のマスコミが連携して内容を解明している。

一挙に膨大なデータが流出したのは IT 時代ならではの事件であり、政治学者のイアン・ブレマー氏は、これこそ IT 時代の「forced transparency」だとコメントしている。流出した情報の中身は、1970 年代から 2015 年までの 40 年間に作成された顧客情報に関する機密文書で、この中にはタックスヘイブンに設立された会社の財務情報や銀行口座情報が含まれているという。企業の設立先は英領バージン諸島、バハマ、パナマなどで、口座開設などに関与した銀行は、クレディスイス、UBS、HSBC とお馴染みの顔ぶれだ。

ここまでなら「いつもの話」で終わるのだが、今回全く異なるインパクトを与えたのは、文書の中に大統領（プーチン）、首相（キャメロン）、国家主席（習近平）などの政治家をはじめ、スポーツ選手、芸能人といった世界的に有名な人々の情報が出てくることだ。その政治的インパクトは計り知れないものがある。すでにアイスランドのグンロイグソン首相が辞任、キャメロン首相も追及され、新興国の首脳にも波及している。14 日からの G20 財務相会議で急遽議論されることとなった。

そもそもタックスヘイブンに集まる金の出どころは、麻薬・賄賂・脱税の 3 つ、集まる動機もマネーロンダリング、脱税、租税回避、資金の秘匿などと言われている。ただし、タックスヘイブンでは一般に会社設立が容易でコストが安いことなどから、日本を含む多くの多国籍企業や金融機関、ファンドなどが合法的に会社を設立し、投資や運用を行っている。これは経済活動の一環と言え、「パナマ文書に含まれていたから問題」という図式にはならないだろう。

租税回避問題への対応強化で 透明性が高まるタックスヘイブン

タックスヘイブンに対して OECD と加盟国は、長年かけて透明性を高める努力を重ねてきた。背景には、コントロールの効かない大量の投機マネーがタックスヘイブン経由で流れたことが 2008 年のリーマンショックの原因の 1 つだったという反省がある。

また、12 年に起きたスターバックスの租税回避問題をきっかけに、キャメロン首相のイニシアティブによって G20 での OECD・BEPS (Base Erosion and

Profit Shifting)プロジェクトが始まり、昨年報告書が公表され、各国ともその対応を行っているところである(連載第 108 回参照)。

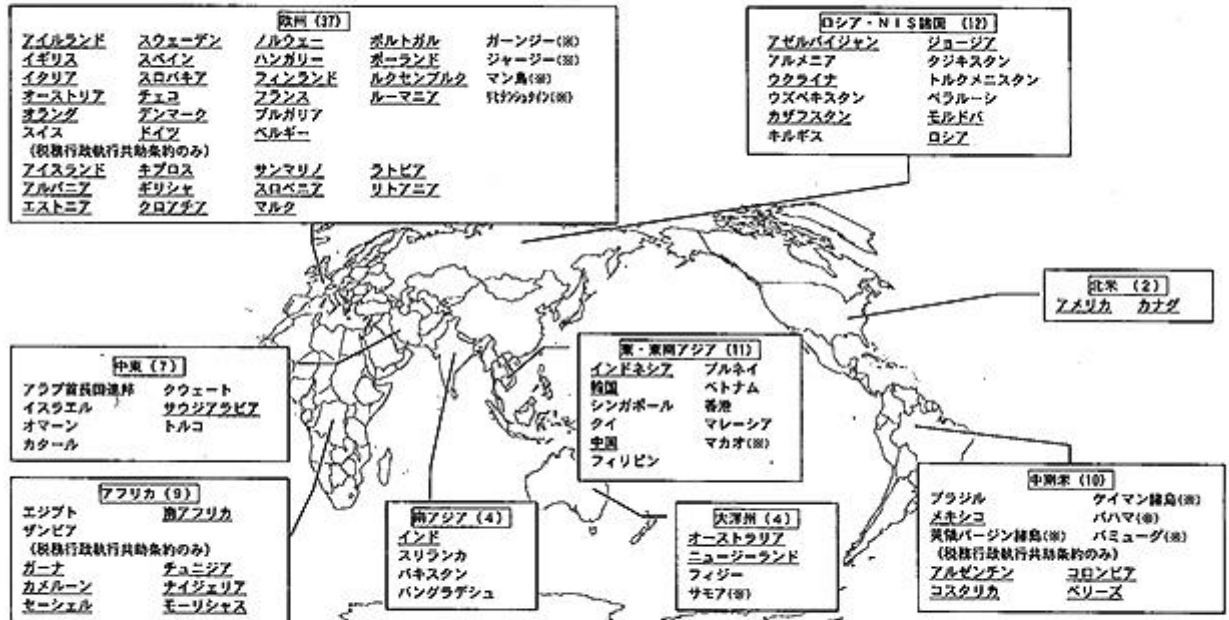
この間、08 年にはリヒテンシュタイン LGT 銀行の顧客リストの漏洩事件があり、ドイツ当局が購入したリストにドイツポスト総裁の名前があったことが判明、総裁は辞任した。わが国でも帝京大学の理事長(当時)による相続税の脱税などが摘発された。09 年にはスイスの UBS 銀行、クレディスイス銀行などが脱税幫助で米国当局に多額の罰金を支払った。

このような努力の結果、多くのタックスヘイブンは先進諸国と情報交換協定を結び、銀行機密も解除させられ、17 年からは OECD 諸国やタックスヘイブンからの自動的情報交換も始まる。わが国は 18 年から参加するが、そうなれば日本居住者で海外に口座を持つ者は、マイナンバーの告知が義務付けられ、その口座情報は日本の国税当局に自動的に送付される。この措置が持つ意味合いは大きい。

今や、タックスヘイブンと呼ばれることは彼らにとっても汚名であり、それを返上しようと透明性を高め、情報交換に応じてきたのである。

我が国の租税条約ネットワーク

《65 条約、96 か国・地域／平成 28 年 4 月 1 日現在》



(注1) 多国籍条約である税務行政執行共助条約、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約の複数国への承認のため、条約数と国・地域数が一致しない。
 (注2) 条約数、国・地域数の内訳は以下のとおり
 ・二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする条約(いわゆる租税条約) : 54 条約、65 か国・地域
 ・租税に関する情報交換を主たる内容とする条約(いわゆる情報交換協定) : 10 条約、19 か国・地域(※中、(※)で表示)
 ・税務行政執行共助条約(締約国は我が国を除いて全 54 か国(※中、国名に下線)、うち我が国と二重課税条約を締結していない国は 21 か国)

わが国の租税条約ネットワーク

[拡大画像表示](#)

では、今後日本人(日本居住者)や日本企業の情報がパナマ文書の中から見つかった場合には、どうなるのだろうか。

まず、手続き的な面が問われることになる。個人については、1998 年に国外送金等調書が導入され、金融機関などを通じて 100 万円を超える国外送金を行ったり、国外からの送金などを受領したりする際には、金融機関を通じて住所・氏名などを記載した調書を税務署に提出する義務を負う。

また、14 年からは国外財産調書が導入され、5000 万円を超える国外財産を保有する居住者は、その保有する財産の中身を記載して税務署に提出する義務を負う。故意の不提出や虚偽記載には、1 年以下の懲役刑が科せられる。ただし、国外財産調書の提出枚数は 13 年分 5639 枚、14 年分 8184 枚と

低調で、未提出が相当数いると言われている。未提出の者は、ドキドキしているかもしれない。今後、この分野での税務調査は厳しくなるであろう。

さらに 16 年からは財産債務調書が導入され、その年の所得金額が 2000 万円を超え、かつ財産の価額が時価で 3 億円以上の場合には、その内容を記載して税務署に提出する必要がある。国内口座に外国の債券などを保有している場合には国外財産調書に記載する必要はないが、財産債務調書には記載する必要がある。ただしこれには、国外財産調書のように不提出による懲役刑はない。

まずは、このような制度に沿った届け出がなされているかどうか、問われることになる。

脱税を牽制する包囲網は 日本でも確実に縮まりつつある

次に、中身が問われる。

わが国は全世界課税方式といって、日本居住者が全世界で得た所得に対して課税(二重課税の調整はある)する制度を採用しており、日本居住者がタックスヘイブンを含めた海外で所得を得れば、日本の税務当局への申告義務が生じる。これが適正に行われてきたかが問われる。

また、わが国にはタックスヘイブン対策税制が導入されているので、個人がタックスヘイブンにつくった会社に所得を貯めていれば、合算して申告する義務を負っており、これも問われることになる。

このように、ここ数年でわが国の法定調書制度は急速に整備されてきており、広範囲に網がかぶせられているとも言えよう。

パナマ文書から情報が出てきた日本人(正確には日本居住者)は、これらの義務がきちんと果たされているかが税務当局によって厳しくチェックされ、必要に応じて税務調査の対象とされるだろう。

脱税に関する国際的・国内的包囲網は、確実に縮まってきていると言えよう。納税道義の観点からも、厳正で徹底的な解明が望まれる。